

基準4 「壁及び天井の室内に面する部分」の取扱いに関する基準

令第11条第2項及び規則第6条第2項の規定中「壁及び天井の室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室のほか、倉庫、洗面所、ユニットバス、便所等、人が通常出入りする室の壁及び天井の室内に面する部分並びにこれらの部分から地上に通ずる廊下、階段その他通路に面する部分をいう（床面からの高さが1.2m以下を含む。）。